



2019年5月10日

各 位

会 社 名 伊 勢 湾 海 運 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 後 藤 正 三
 (コード番号 9359 名証第二部)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 高 橋 昭 彦
 (TEL 052-661-5181)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は2019年5月10日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第96回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開を鑑み、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、「土木・建築工事業」を追加するものであります。
- (2) 『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(2015年法律第73号)』が2015年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、現行定款第2条(目的)の「特定労働者派遣事業」から「労働者派遣事業」に変更するものであります。
- (3) 取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第20条の取締役の員数を10名から15名に5名増員するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1)~(10) (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1)~(10) (現行どおり)
(新 設)	<u>(11) 土木・建築工事業</u>
<u>(11) 特定労働者派遣事業</u>	<u>(12) 労働者派遣事業</u>
<u>(12)~(13)</u> (条文省略)	<u>(13)~(14)</u> (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)	第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)
第20条 当会社に、取締役 <u>10</u> 名以内を置く。	第20条 当会社に、取締役 <u>15</u> 名以内を置く。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日(予定)
 定款変更の効力発生日 2019年6月27日(予定)

以 上